

都道府県・ 政令指定都市名	16 岡山市
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	女性が輝くまちづくり推進課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	岡山市女性が輝くまちづくり推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成13年8月23日 根拠: 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	岡山市男女共同参画専門委員会
設 置 年 月 日	平成14年4月1日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月
名 称	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第4次さんかくプラン)
改定・見直しの予定時期	令和4年4月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
	公 布 日	平成13年6月27日
	施 行 日	平成13年10月1日
	最 終 改 正 日	平成31年4月1日
	改 正 内 容	・女性活躍及びWLBの取組の一層の推進、自治組織等における男女共同参画の推進等の明記及び性の多様性を尊重する視点を盛り込んだ改正(H31.4.1改正) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う改正(H25.12.25改正) ・条例に基づく男女共同参画専門委員会を設置するための改正(H23.3.16改正)
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	令和 年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		令和 年度まで		%			
目 標 値		男女いずれか一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。							
根 拠		岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例							
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律又は条例により設置されている審議会等							
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(	68	うち女性委員を含む審議会等数(	67	)	
		延総委員等数(		1,192	)延女性委員等数(	509	)	女性比率(	42.7
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(	68	うち女性委員を含む審議会等数(	67	)	
		延総委員等数(		1,192	)延女性委員等数(	509	)	女性比率(	42.7
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(	17	うち女性委員を含む審議会等数(	17	)	
		延総委員等数(		616	)延女性委員等数(	248	)	女性比率(	40.3
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード	1	審議会等数(	6	うち女性委員を含む審議会等数(	5	)	
		延総委員等数(		54	)延女性委員等数(	12	)	女性比率(	22.2
目標値以外の目標設定									
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有		2	有の場合、1. 公表 2. 非公表				
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人		年		月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		1					
		委員の公募(1. 有 2. 無)		1					
そ の 他		委員選任の決裁は、女性が輝くまちづくり推進課長を合議先とする。条例に基づき、男女いずれか一方が4割に満たない場合は、男女共同参画専門委員会で作成を得ない事情かどうか審査を経なければならない。							

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

管理職総数				女 性 管 理 職 の 内 訳									
		うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
(A)=(C+E+G)		(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率	
本庁	計	258	22	8.5	22	2	9.1	49	3	6.1	187	17	9.1
	うち一般行政職	206	22	10.7	21	2	9.5	41	3	7.3	144	17	11.8
支庁・地方事 務所等	計	143	33	23.1	5	2	40.0	22	2	9.1	116	29	25.0
	うち一般行政職	92	22	23.9	5	2	40.0	15	2	13.3	72	18	25.0
全体	計	401	55	13.7	27	4	14.8	71	5	7.0	303	46	15.2
	うち一般行政職	298	44	14.8	26	4	15.4	56	5	8.9	216	35	16.2
(内数)	警 察 関 係	0	0										
	教育委員会	25	2	8.0	2	0	0.0	3	0	0.0	20	2	10.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	244	32	13.1	263	43	16.3
	うち一般行政職	199	26	13.1	199	30	15.1
支庁・地方事 務所等	計	221	63	28.5	337	124	36.8
	うち一般行政職	124	22	17.7	165	61	37.0
全体	計	465	95	20.4	600	167	27.8
	うち一般行政職	323	48	14.9	364	91	25.0
(内数)	警 察 関 係						
	教育委員会	23	5	21.7	72	40	55.6

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率 (%)
本庁	計	39	4	10.3	44	10	22.7	62	13	21.0
	うち一般行政職	35	4	11.4	38	8	21.1	50	11	22.0
支庁・地方事 務所等	計	29	12	41.4	38	17	44.7	45	24	53.3
	うち一般行政職	17	6	35.3	19	5	26.3	19	8	42.1
全体	計	68	16	23.5	82	27	32.9	107	37	34.6
	うち一般行政職	52	10	19.2	57	13	22.8	69	19	27.5
(内数)	警 察 関 係									
	教育委員会	3	0	0.0	5	1	20.0	14	5	35.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地での長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○						◎				
補佐級	○						◎				
係長級	○						◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験			
昇 格 試 験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	208	108	51.9
うち 上級	123	45	36.6
うち一般行政職	107	44	41.1
うち 上級	80	28	35.0
うち警察関係			
うち 上級			

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	岡山市男女共同参画社会推進センター		愛称・通称	さんかく岡山	
設置年月日	平成12年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：700-0822 住 所：岡山県岡山市北区表町三丁目14-1-201 電話番号：086-803-3355 FAX番号：086-803-3344 ホームページ：https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html				
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名：市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課) 指定管理者(名称：) その他()				
職 員 数	常勤 2 人、	非常勤 6 人	予算額	令和2年度 15,026	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 岡山市男女共同参画推進週間、館内パネル展示) ○ 2. 講座(主な事項： 主催講座、岡山市男女共同参画大学「さんかくカレッジ」) ○ 3. 相談事業(主な事項 講師紹介、企画相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書貸出・DVD視聴、ホームページ) ○ 5. 苦情処理(主な事項 苦情受付) ○ 6. 交流促進(主な事項 団体登録制度、市民協働事業、会議室等貸出) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企業における女性の活躍推進事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 託児ボランティア会による託児室運営)				
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数		
			会 員 数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容:)	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	144,757	141,620	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.04 %	0.04 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定
(5) その他(内容:)

↓ (具体的に実施している内容:○)

問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩ 短時間正社員制度の導入			
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)	○		
⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9 短時間正社員制度の導入	○	○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12 その他	○	○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所認証(1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰(5, 6, 7, 8, 9, 10, 12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	岡山市女性活躍推進協議会
2 現在はないが、今後検討する			
		上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	2	1. 有 問17-1 名 称
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	定期の場合 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ シンポジウム開催 ・ 岡山市男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」実施 ・ 岡山市男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「デュオ」の発行 ・ 岡山市男女共同参画社会推進センター業務	女性の活躍を推進するためのセミナーを開催し、情報発信 市民実行委員会と市の共催。6/21～6/27のさんかくウイークと前後1週間を合わせた3週間にイベントを開催(新型コロナの影響で主なイベントは中止) 市民編集委員と市が協働で編集 館内パネル展による啓発	300人 3000人 市民編集委員5人	10月 6月 年1回発行 随時
2. 表彰 ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰	雇用の分野における男女共同参画社会の形成の促進に関する積極的な取組を行っている事業者を表彰		10月
3. 講座 ・ 市内企業で働く女性活躍プログラム ・ 女性活躍推進事業 ・ 主催講座 ・ 出前講座 ・ 大学生のためのキャリア形成応援事業	市内企業に勤める女性の活躍を進める講座 企業における女性活躍促進啓発講座 さんかくカレッジ、子どもと保護者、若年層に向けた男女共同参画啓発事業、さんかくマルシェ、他 職員研修、各種地域団体・事業者の研修 大学生を対象に、仕事と家庭を両立しながら管理職として能力を発揮するための意識等について学ぶ出前講座		9～12月 2月 随時 随時 12月
4. 相談事業 ・ 岡山市男女共同参画相談支援センター相談業務 ・ 配偶者暴力相談支援センター業務	家族関係、人間関係、生き方等の一般相談、セクハラ、デートDVの相談、他 DV相談、緊急一時保護、DV相談証明、他		随時 随時
5. 情報収集・提供 ・ 岡山市男女共同参画社会推進センター業務	図書貸出・DVD視聴、新聞・他機関情報誌閲覧、各種行事案内掲示、ホームページ、他		随時
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する苦情処理	市が実施する施策であって、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情		随時
7. 交流促進 ・ 団体登録制度 ・ 市民協働事業 ・ 貸室事業	男女共同参画推進活動を行う市民団体等の登録 市民団体企画の事業を協働実施 会議室・ミーティングルーム・ギャラリー貸出		随時 随時 随時
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 第4次さんかくプラン年次報告 ・ 男女共同参画に係る市民意識・実態調査	「第4次さんかくプラン」に基づいて、さまざまな取組が市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを見るためのアンケート調査を実施 次期基本計画「第5次さんかくプラン」の策定準備のための調査を実施		9月 8月
11. その他 ・ 託児事業	託児ボランティア会による託児室運営		随時

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	岡山市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	岡山市議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出) 第3条 議員は、疾病、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他の事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	54	21	38.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	53	21	39.6	
	2 民生委員推薦会	12	6	50.0	
	3 国民健康保険運営協議会	24	10	41.7	
	4 地方社会福祉審議会	24	11	45.8	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	14	7	50.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 農業災害補償法 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
×	10 土地区画整理審議会				
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	281	103	36.7	
	14 精神医療審査会	18	9	50.0	
	15 市町村国民保護協議会	40	16	40.0	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
	17 感染症診査協議会	12	5	41.7	
	18 市町村都市計画審議会	20	9	45.0	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	55	25	45.5	
	21 児童福祉審議会	12	6	50.0	
	22 行政不服審査会	5	3	60.0	
合 計		597	242	40.5	
女性委員0の審議会数		0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	4	2	50.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	人事委員会
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	27	3	11.1	
6	固定資産評価審査委員会	12	5	41.7	
合 計		54	12	22.2	
女性委員0の委員会数		1			